

<マイナンバー制度への商工会の対応について> (税務関係)

那珂市商工会
那珂青色申告会

マイナンバー制度(特定個人情報)の取扱について

◆基本的な対応

- ①行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現することを目的としたマイナンバー制度に関し、本会としては法令で定めた義務を順守します。
- ②那珂市商工会特定個人情報保護規程に基づき安全管理措置を講じます。
- ③マイナンバーを取扱う場合「特定個人情報の取扱に関する同意書」が必ず必要となります。
- ④非会員の場合、那珂市商工会特定個人情報保護規程の対象外の為取り扱えません。

◆税務関係のマイナンバー制度対応

- ①所得税確定申告、消費税確定申告、給与所得者の源泉徴収税・年末調整の事務処理において事業主と従業員(専従者も含む)のマイナンバー情報が必要となります。
- ②会員の皆様の特定個人情報の取扱に関する同意書が必要となります。
(先にご提出いただいている場合は、変更等がない限り再提出は不要です。)

【関係書類】那珂市商工会に配置してあります。商工会 HP からダウンロードできます。

◇特定個人情報の取扱に関する同意書 (会員⇒商工会)

◇従業員に対してのマイナンバー提出のお願い通知 (会員⇒従業員への雛形です)

◇個人番号利用目的同意書 兼 個人番号通知書 (従業員⇒会員 用紙不足の場合複写下さい)

(ご注意)

- 上記関係書類を昨年提出いただいている方は、事業主及び従業員並びにその家族のマイナンバー(12桁)がわかる書類をご持参ください。

※ ご不明な点は那珂市商工会事務局までお問合せ下さい。 ☎029-298-0234

※ マイナンバー通知書は写しでのご利用をお勧めします。